

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度通常枠】

必須入力セル 申請時入力不要
任意入力セル

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	「排除」から「包摂」へ インクルーシブな放課後創造事業		
	事業名(副)	特性・事情・環境に関わらず、すべての子どもが成長できる「放課後」を創る		
	団体名	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 <input type="checkbox"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 <input type="checkbox"/> ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援 <input type="checkbox"/> ⑨ その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ④ 働くことが困難な人への支援 <input type="checkbox"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 <input type="checkbox"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援 <input type="checkbox"/> ⑨ その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 <input type="checkbox"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 <input type="checkbox"/> ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	本事業の実施により実行団体が、現在「発達上の特性」などの理由から放課後の居場所から排除されている子どもに対して、学校外の場における教育支援を実施することで、そのような子ども・学生たちに学びの場を提供することにより実現できる。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	本事業では発達上の特性などの理由から放課後の居場所から排除されている子どもが、自ら望み安心していられる環境を備えたインクルーシブな居場所を作ることを目指しており、すべての子どもへ本質的な部分での機会の平等につながる。
11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	本事業の実施により実行団体がインクルーシブな居場所を提供することで、居場所を得る子どもはもちろん、その保護者(主に母親)や地域のコミュニティ自体に、安心して過ごしていける環境が高まることが期待される

_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	2023年の厚生労働省の「障害児疾患児育児と仕事の両立に関するアンケート」から社会の仕組みが障害や病気のある子を持つ母親の就労を前提としていないことが、両立を難しくしている面があることがわかる。また、仕事と子育ての両立で困っていることとして、「障害のある子が利用する放課後等デイサービスの時間が短い」、「加配や支援員の都合で障害児ゆえに預ける時間が短い」などということが挙げられている。本事業により、特性や様々な事情から排除された子どもが受け入れられることで、主に母親の負担を減らしジェンダー平等に資することが出来る。
_16.平和と公正をすべての人に	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	本事業の実施により、国連から不十分と指摘されている「子どもの差別禁止」への取り組みとして、放課後児童クラブサービスの包摂性を確保することで、現在何らかの理由で放課後に訪れることができない子どもに関する不自由を解消し、差別のない社会につなげることができる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
<p>本団体は「放課後はゴールデンタイム」をビジョンに掲げ、「社会で子どもを育てる」世の中を目指しています。近年、子ども家庭庁が設置され、子どもの居場所や過ごし方への課題の指摘や注目が高まっていますが、目の前の子どもたちに十分な変化が行き届くには時間がかかることが懸念されます。本団体は、いま「放課後が楽しくない」と感じている子どもたちに寄り添い、声を聴き、社会に届けるためにできることから始めています。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
<p>放課後を通じて社会全体で子ども達のwell-beingに貢献する活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後の学校施設を活用し、子ども達に様々な体験と安心安全な場を創る「アフタースクール事業」 ・企業等と連携し多様な体験機会創出に取り組む「ソーシャルデザイン事業」 ・地方自治体と連携し人材育成や放課後「質」向上を目指す「放課後支援事業」 ・放課後の課題や価値を発信し放課後に対する行動変容を導く「社会啓発事業」 	

II.事業概要

							資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/4/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	全国	<p>実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。</p>	なし
直接的対象グループ	<p>小学生児童を対象とした、放課後の居場所を提供しているNPO等の団体。 ※以下の2つの事業を実施する団体を主に想定する ①放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室など制度事業による居場所を運営する団体 ②子ども第三の居場所など、助成金や寄付など自主財源で居場所を運営する団体 （注） ・事業の受益者拡大および評価の規模の確保のため、1団体が複数の拠点で活動を行うことを推奨します ・児童／保護者のQOL向上の視点から、保護者の送迎が必要ない拠点（学校内施設の活用や学校の隣接・近接拠点）を持つ団体を優先します</p>					(人数)	<p>6団体（15施設）程度 （各実行団体が、それぞれ運営する2～3施設において取り組みを行うことを想定） （参考） ①の「制度事業により運営される放課後の居場所」は全国に2万7千か所程度存在。そのうち半数以上（1万4千か所程度）が今回実行団体として想定する、「学校内施設を利用して運営されている放課後の居場所」となる</p>	

最終受益者	<p>【直接的受益者①】特性や事情、環境などにより、これまで放課後の居場所（放課後児童クラブなど）から排除されてきた学齢期の子ども（6歳～12歳）</p> <p>【直接的受益者②】すでに放課後児童クラブ等に通っているが、特性などの多様性への理解を涵養する機会が少ない子ども</p> <p>【間接的受益者】子どもが居場所から排除されていることにより、就労や生活の質に困難を抱える保護者</p>	(人数)	<p>①本事業の対象児童数（直接的受益者②） 1000人程度（拠点への登録数）</p> <p>②うち発達特性などで配慮を必要とする児童数（直接的受益者①） 100人程度（拠点への登録数）</p> <p>③②の保護者（間接的受益者） 約200名</p> <p>注）算出法 ①1拠点あたり平均65人程度登録、15拠点程度を想定（放課後児童クラブの1支援単位が40人、40人以下が6割、41人以上が4割） ②普通学級に通う小学校児童の10人に1人（10.2%）に発達障害の疑いがある（文科省）ことから、①の1割と算定</p>
事業概要	<p>いま日本では、子どもたちの「放課後の居場所」の不足が課題になっています。特に、発達上の障害や特性などの事情を持つ子どもたちの居場所の不足は深刻です。</p> <p>本事業は、様々な特性や事情に関わらず、全ての子どもたちが安心して居ることのできる「インクルーシブな放課後の居場所」を作る活動に資金的・非資金的支援を行います。</p> <p>○想定する実行団体 小学生児童を対象とした放課後の居場所拠点を運営するNPO等の団体（放課後児童クラブ、放課後子ども教室など）</p> <p>○事業概要 採択団体は、資金分配団体による資金的・非資金的支援を活用し、自団体の拠点が以下を満たすことを目指します</p> <p>――</p> <p>①多様な特性や事情に関わらず児童を受け入れる ②発達特性などにより日常的に個別対応を要する子ども（要配慮児童）の支援技術を持つスタッフの常駐 ③要配慮児童の特性に対応した環境（個室・ゾーニング・遮音パーテーションなど）の整備 ④発達特性支援に関する専門家（臨床心理士など）による巡回相談体制 ⑤保護者や地域の人にとって開かれた場所となっている ⑥要配慮の児童だけでなく、すべての利用児童にとって「楽しい、行きたい」と思える場所になっている</p> <p>――</p> <p>採択団体に対しては、資金分配団体による現地訪問を交えた伴走支援（①環境整備コンサルティング ②支援チームの専門性を高める研修 ③外部専門家と連携した組織評価支援（保育環境スケールSACERSの活用）など）を提供します。</p> <p>【イノベーション企画枠：本事業の新規性について】</p> <p>①「日本の放課後児童クラブの排除性」という長年の課題に対し、革新的な改善モデルの構築を目指す点 ②改善モデル構築に向け「環境整備」「支援専門性の向上」「外部機関との連携」という3点に着目してアプローチする点 ③「包摂性」の向上有無について、国際標準の評価スケール（SACERS）を活用し客観的に分析・評価・改善を行う点</p>		

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	996/1000字
いま小学生の「放課後の居場所」の不足が深刻化している。放課後児童クラブなどに希望しても入れない「待機児童」は全国で1万6825人。なかでも排除されているのが、発達特性などの事情を抱える子どもたちだ。	
現在、小学校に通う児童のおよそ10人に1人が発達障害またはその疑いがあるとされ、特別な配慮を要する児童（6－12歳）の数は全国で90万人近く（※）に及ぶ。それにも関わらず、放課後児童クラブ等の4割以上は障害や特性を持つ児童を受け入れておらず、また受け入れている施設も、その7割が3人以下しか受け入れていない（厚労省調査）。「障害がある場合は断る可能性（北斗市）」「集団生活ができないと利用困難（伊達市）」といった排除規約を定めている自治体も少なくない。その結果、子どもたちは多様な経験を積む機会を奪われ、保護者は自宅での見守りや遠方施設への送迎を強いられるなど、就労困難や生活の質の低下に直面している。	
なぜ受け入れられないのか。今回、放課後NPOアフタースクールとREADYFORは共同で、全国の放課後居場所関係者331人にアンケート調査を実施。その結果「個別対応ができる個室などの環境がない（29%）」「職員への研修や理解が少ない(51%)」「外部機関との連携が不十分(46%)」などの回答が挙がった。いま国は待機児童対策として、児童定員数など「量」の増加に力を入れているが、現場では環境や研修など「質」の不安により、仮に定員に余裕があっても受け入れられない状況が起きている。	
どうすれば良いか。放課後NPOアフタースクールは運営施設において「環境整備（個室やゾーニングの導入）」や「スタッフへの研修」「外部専門家との連携」などを通じ、特性のある子どもの受け入れを進めた結果、例えば東京都荒川区の居場所では、配慮を要する児童の登録が現在26人（登録児童全体の11%）に上っている。	
日本は国連の「子どもの権利委員会」からたびたび「差別禁止」が不十分と指摘され、特に2019年に出された最新の所見では「放課後児童クラブの包摂性の保証」が勧告されている。休眠預金活用事業を通じて、全国の「放課後の居場所」が包摂性を確保するために必要な環境整備や研修などの要素を評価・確立し、モデルとして全国に広げる意義は大きいのではないかな。	
※通常学級（60万人程度）+特別支援学級（25万人程度）	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
厚生労働省は放課後児童クラブなどの運営の方針を定めた「放課後児童クラブ運営指針」（H27年3月）において、障害のある子どもへの対応を定め、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、「可能な限り」受け入れに努めるよう求めている。しかし実際はⅢ(1)で示したように居場所の運営団体側の対応能力の問題等で受け入れが進んでおらず、また制度を運用する自治体では排除的な規約を定めているケースが少なくない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
申請団体・放課後NPOアフタースクールは現在、小学校施設を活用した放課後居場所の直営拠点を15か所運営。「発達特性など個別の事情で排除されないインクルーシブな居場所」を目指し、保護者や地域の人も巻き込んだ取り組みを進めている。2020年度からは放課後事業の関係者向けに包摂的な居場所づくりの知見を学びあう勉強会を主催。団体担当者のほか、教職員や児童館関係者など、全国の2000人以上が参加している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
国による放課後の居場所事業には、主に健常児童向けの「放課後児童クラブ」などと、強い発達特性を持つ児童向けの「放課後等デイサービス」がある。しかし、例えば小学校の普通級に通っているが発達特性を抱える児童（全児童のおよそ10人中1人）はこのどちらにも属さず、事実上「排除された」状態になっている。その包摂を目指す本事業は、「制度の狭間に零れ落ちた存在」への支援を目指す休眠預金活用事業の趣旨と一致する。	

IV.事業設計

<p>(1)中長期アウトカム</p> <p>長期アウトカム： 抱える特性や事情に関わらず、全国の子どものWell-beingが向上し、児童の保護者が安心して働ける・過ごせる状態が出来ている</p> <p>中期アウトカム</p> <p>①日本国内において、放課後の居場所の意義が理解され、様々な事情で排除されていた児童も含めてすべての児童に対して放課後の居場所への間口が開かれている</p> <p>②放課後運営における専門性が正しく認知され、豊かな環境と児童の個別性に配慮した放課後の拠点が全国的に広がっている</p> <p>③学童期の居場所の心配のために働き方を変える保護者が減り、地域での子育てへの安心感が高まっている</p>
--

(2)-1 短期アウトカム (資金支援)	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>今まで特性や様々な事情から排除されたり支援が必要なため訪れることができていなかった児童（要配慮児童）が、特性や事情に関係なく実行団体が運営する居場所拠点を訪れることができています。</p> <p>※要配慮児童とは、特性などにより個別の見守りなど配慮や支援を必要とする児童（障がい診断された児童だけでなく、診断されていないがグレーゾーンの子も含む）</p>			<p>定量的指標： ①新規に利用することになった要配慮児童の数 ②利用者全体における要配慮児童の割合</p>		<p>初期値： ①0～3程度※団体ごとに異なる ②0もしくは数パーセント※団体ごとに異なる</p> <p>初期状態：運営する拠点の環境や担当者のノウハウ不足などの理由で、要配慮児童を受け入れることができていない状態</p>			<p>目標値： ①10人以上※団体ごとに異なる ②少なくとも1割以上</p> <p>目標状態：特性や様々な事情に関わらず、希望する児童が居場所を利用できている。</p>
<p>放課後の居場所において、様々な特性を抱える児童たちに配慮した環境が整備され、特性を抱える子どもが安心して過ごすことが出来る状態が実現している</p>			<p>定量的指標： ①保育環境評価スケール（SACERS）サブスケール「空間と家具」「特別支援」の点数</p> <p>定性的評価： ②環境整備に関わった団体担当者、子ども、地域の住民、教職員などにおける、包摂性の実現に関する環境の重要性の理解の変化</p>		<p>初期値： ①団体によって異なる（SACERSサブスケール「空間と家具」は、『ひとりになれる空間の有無』『室内のレイアウト』などの10項目を、『特別支援』は『特別支援を要する子どもへの対応』『個別対応の有無』などの10項目をそれぞれ7段階で評価するスケール。ある施設をこの2つのサブスケールで評価した場合、最低20点、最高で140点となる）</p> <p>初期状態： ②居場所のスタッフが、支援を要する子どもが安心して過ごすには、画一的な環境ではなく個別性に対応した環境が必要であることを理解しておらず、どのように整えればいいのかも知らない</p>			<p>目標値： ①保育環境評価スケール（SACERS）サブスケール「空間と家具」「特別支援」の点数が向上し、5点（よい）に達するか近づいている。特に「空間と家具」における『ひとりになれる空間の有無』『特別支援』における『特別支援を要する子どもへの対応』の項目の点数が向上していることを重視する。</p> <p>目標状態： ②居場所のスタッフが、支援を要する子どもが安心して過ごすには、画一的な環境ではなく個別性に対応した環境が必要であることを理解し、どのように整えればいいのかも把握している</p>

<p>特性を持つ子どもだけでなく、実行団体が運営する放課後の居場所拠点を利用しているすべての児童が自分の意思で入室できるような環境を提供できている</p>		<p>定量的指標： ①子ども・保護者に対し、居場所に「居たい・行きたい」かを聞くアンケートの回答結果 ※全国学力調査「児童質問紙」など全国調査と比較可能にする ②スタッフが感じる子どもたちの主体性の変化について聞くアンケート結果</p>	<p>初期値：団体によって異なる 初期状態： 居場所利用児童の中に、両親の就業などの事情によって「本来は利用したくないのに、しかたなく利用している」と感じている児童が存在する</p>		<p>目標値：アンケートの点数が改善している 目標状態：放課後の居場所を利用するすべての児童が、自らの意思で、楽しく安心して居られる環境が提供されている</p>
<p>【間接受益者の変化】これまで居場所を利用できていなかった児童の保護者が、支援を得られたことにより地域で子育てをすることに自信を持っている。また、就労などを通じ、経済的・精神的に生活の質を高められている</p>		<p>定量的指標： ①保護者の就労状況の変化 ②要配慮児童を持つ保護者が感じる変化(就労と子育てへの安心感) ※①②共にアンケートで確認</p>	<p>初期値：団体によって異なる 初期状態： 特性や様々な事情から居場所から排除されている子どもを持つことで、保護者が地域における子育てへの安心感が低くなっている状態</p>		<p>目標値：①保護者の就労状況の変化で、就労していない→しているという変化が起きたケースがある 目標状態：②子どもが居場所に受け入れられ、安心して過ごせていることを通じて、保護者が地域における子育てへの自信や安心感を高めている</p>

(2)-2 短期アウトカム (非資金的支援)	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>【実行団体の支援能力の向上】 実行団体のスタッフ全員が、特性や事情を抱える子どもを支援する際のマインドセットや対応力を高め、自信を持って適切な対応ができるようになっている。</p>		<p>定量的調査： ①研修の受講人数（少なくとも2回以上の研修を受けたスタッフの数） ②研修後の理解度と満足度を聞くアンケート調査（5段階）</p>	<p>初期値： ①②ともに0 初期状態： 居場所のスタッフが、特性や事情を抱える子どもを支援する際のマインドセットや対応のノウハウが無く、対応に自信がない</p>		<p>初期値： ①②ともに0 初期状態： 居場所のスタッフが、特性や事情を抱える子どもを支援する際のマインドセットや対応のノウハウが無く、対応に自信がない</p>	<p>中間評価時の値/状態</p>	<p>事後評価時の値/状態</p>	<p>目標値： ①実行団体において児童の支援に関わるスタッフ全員が少なくとも1回受講する（ボランティアや短時間勤務スタッフは例外となるケースもある） ②平均で3点以上（5点満点） 目標状態： 居場所のスタッフが、特性や事情を抱える子どもを支援する際のマインドセットや対応のノウハウを知り、自信をもって対応できるようになっている</p>

<p>【実行団体のリーダー層の育成および評価によるPDCA能力の向上】</p> <p>本事業に中心的に関わる実行団体のリーダー的な支援員（メイン担当者）が、居場所の提供している支援が包摂性を持つ質の高いものになっているかを自己評価し、PDCAサイクルを回して改善を続けられている状態</p> <p>注）本事業の採択団体には、団体のリーダー的立場にいる支援員を「メイン担当者」として、本事業に専従していただくことを想定している</p>		<p>定量的評価： 保育環境評価スケール（SACERS）サブスケール4「相互関係」および6「研修」の点数</p>	<p>初期値： 団体によって異なる （SACERSサブスケール4「相互関係」および6「研修」は、『支援員と子どものコミュニケーションの相互性』、『団体における研修機会の確保』などそれぞれ10項目、合わせて20項目のチェック要素があり、それぞれ1～7点で評価する。ある施設をこの2つで評価した場合、最低20点、最高で140点となる。）</p> <p>初期状態： 居場所のリーダー的な支援員が、居場所の包摂性や質を評価する方法を知らず、包摂性や質を高める打ち手としてどのようなものがあるかを理解しておらず、それゆえに改善が行われていない</p>		<p>目標値： 保育環境評価スケール（SACERS）サブスケール「相互関係」および「研修」の点数が向上し、5点（よい）に達するか近づいている。特に、「研修」の項目における「職員会議」や「スーパービジョンと評価」が向上していることを重視する</p> <p>目標状態： 居場所のリーダー的な担当者が、居場所の包摂性や質を評価する標準的な方法を知り、包摂性や質を高める打ち手としてどのようなものがあるかを理解し、それを評価・実施して改善を続けている</p>
<p>【実行団体の活動地域における連携体制の構築・事業継続】</p> <p>子どもの放課後の居場所に関連するステークホルダー（行政、地域企業、教育機関、保護者など）との連携体制を構築する。それを通じて、本事業の終了後も、包摂性があり質の高い支援が継続していけるような体制を（資金面を含めて）構築する</p>		<p>定量的指標： ①エコマップにおける関連機関数 ②SACERSサブスケール「相互関係」における『支援員と担任教師』の点数 ③（継続に一部でも外部資金を要する場合）資金調達計画およびアクションの有無</p>	<p>初期値： ①②団体より異なる ③無い</p> <p>初期状態： 実行団体が、放課後の居場所に関連するステークホルダー（行政、地域企業、教育機関、保護者など）との連携体制を十分に構築できておらず、また制度事業の枠内での活動に留まり、質を高めるために必要な外部資金の獲得などができていない</p>		<p>目標値： ①エコマップにおける関連機関数が増えている、あるいはすでにある関係性が強くなっている ②点数が向上し、5点（良い）に達するか近づいている。 ③（継続に一部でも外部資金を要する場合）資金調達計画の作成およびアクションが行われている</p> <p>目標状態： 実行団体が、放課後の居場所に関連するステークホルダー（行政、地域企業、教育機関、保護者など）との連携体制を十分に構築し、継続して支援の質を高めるために必要な外部資金の獲得ができている</p>
<p>【資金分配団体としてのアウトカム①インパクト評価による成果の見える化】</p> <p>資金分配団体が、実行団体の実施した評価データ（保育環境スケール（SACERS）および保護者や児童へのアンケート調査）を統計的に分析し、事業によるインパクト（および、そこに主に寄与した要素）について可視化できている</p>		<p>定量的指標： 評価結果をまとめた報告書の有無</p>	<p>初期値： なし</p> <p>初期状態： 国内において、「放課後の居場所の包摂性や支援の質」と「子ども・保護者の変化」との関連を、複数の団体が他施設共同で検証した例が存在しない。</p>		<p>目標値： 報告書の作成</p> <p>目標状態： 「放課後の居場所の包摂性や支援の質」と「子ども・保護者の変化」との関連を、複数の団体が他施設共同で検証した国内初のエビデンスが生まれている。</p>

<p>【資金分配団体としてのアウトカム②政策提言・モデルの波及】</p> <p>資金分配団体が、インパクト評価によって得た成果を基に、放課後の居場所において環境整備やスタッフへの研修を行う必要性などを明確化し、国や自治体による加算や補助などの必要性を提言できている。</p> <p>また、本事業で得た知見をモデル化し、全国の放課後の居場所において同様のモデルが波及していく状態ができていく</p>		<p>定量的指標：</p> <p>①実施報告会の有無</p> <p>②子ども家庭庁、自治体などへの政策提言の有無</p> <p>③インクルーシブな居場所を作るための要素およびその構築に関するモデルの有無</p>	<p>初期値：</p> <p>①②③ともになし</p> <p>初期状態：</p> <p>インクルーシブな居場所の重要性は国も認めているものの、その為に整備すべき設備が整理されず、また職員の研修などについて費用補助等が行われないことから、団体の多くが特性のある子どもの受け入れに不安を頂ぎ、利用を拒否している</p>		<p>目標値：</p> <p>①②③ともにあり</p> <p>目標状態：</p> <p>インクルーシブな居場所を作るために効果的な、整備すべき設備や研修などが根拠と共に整理され、そのモデルが全国に波及している。また、モデル展開をした自治体や国に対し、補助すべき費用感やその効果について提言ができていく</p>
<p>【資金分配団体としてのアウトカム③コンソーシアム構成団体同士の学び合い】</p> <p>本事業でコンソーシアムを組成して資金分配団体を務める放課後NPOアフタースクール、READYFORがそれぞれの強みを学びあい、休眠預金事業を含めた中間支援団体としてのケイパビリティ（強みや事業遂行能力）を高めた状態を作る。とくに、放課後NPOアフタースクールが単独で中間支援組織（資金分配団体）として取り組める準備が整った状態を目指す</p>		<p>定性的指標：</p> <p>各団体による補完したいケイパビリティ（強みや事業遂行能力）の定義と、上記に従ったアクションの有無の自己評価</p> <p>※放課後NPO：資金分配団体としての運営スキル（事業設計や評価指標の運用など）</p> <p>※READYFOR：特性のあるなしに関わらず、学齢期の子どものWellbeingを高めるために必要となる知見の取得、および当該領域の支援団体に対する伴走支援（プロジェクトマネジメント）経験</p>	<p>初期状態：</p> <p>※放課後NPOアフタースクールは職員310人（非常勤含む）と体制が整っており、企業や自治体連携での伴走支援の実績やノウハウを積み重ねているが、資金分配団体としての助成事業の運営経験はない</p> <p>※READYFORは休眠預金活用事業の運営経験を深め強固な運営体制を持っているが、放課後の居場所づくりに関するプロジェクトマネジメント経験が少ない</p>		<p>目標状態：</p> <p>各団体が補完したいケイパビリティを定義し、事業実施を通じて組織としてそのケイパビリティを補完出来た状態</p>

(3)-1 活動：資金支援	200字	時期	
<p>【0年目】※事業準備期間（ロジックモデル作成、事前評価など）</p>			294/200字
<p>事業案の策定、公募への応募</p>		2024年4月～6月	13/200字
<p>資金提供契約の締結</p>		2024年4月～6月	9/200字
<p>【1年目】※インクルーシブな居場所づくり（環境設計、支援体制整備、研修の受講など）</p>			234/200字
<p>メイン担当者（本事業に専従で関わる職員）の採用・任命</p>		2024年7月～2025年3月	26/200字
<p>メイン担当者および居場所のスタッフによる研修（マインドセット、支援法、環境評価法など）の受講</p>		2024年7月～2025年3月	46/200字

資金分配団体PO、地域の設計士、住民、保護者、当事者などを巻き込んだ「地域にとってインクルーシブな居場所」の具体化とそれに伴った整備計画の作成	2024年7月～2025年3月	71/200字
整備計画に基づいた備品の購入・作成	2024年7月～2025年3月	17/200字
特性を持った子どもを受け入れるための、学校との連携体制の構築、保護者への周知など	2024年7月～2025年3月	40/200字
事前評価および評価計画の策定 ※保育環境評価スケール（SACERS）などによる組織評価および子ども・保護者の生活の質などを聞くアウトカム調査など	2024年7月～2025年3月	72/200字

【2年目】 ※特性などの事情を持った児童の受け入れ（必要に応じて、環境整備の継続）		42/200字
これまで放課後の居場所（学童・放課後教室など）から排除されてきた学齢期の子どもの受け入れを開始	2025年4月～2026年3月	47/200字
インクルーシブな居場所の運営（環境整備が終了していない場合は、整備の継続）	2025年4月～2026年3月	37/200字
評価を通じたPDCAサイクルの実施	2025年4月～2026年3月	17/200字
メイン担当者および居場所のスタッフによる研修（マインドセット、支援法など）の受講	2025年4月～2026年3月	40/200字
発達支援に関する専門家（臨床心理士）の相談巡回体制の構築	2025年4月～2026年3月	28/200字
【3年目】 ※評価・PDCAサイクルを通じた、インクルーシブな居場所の継続体制構築（継続に費用が必要な一部活動の資金調達計画の策定&アクション実施を含む）		76/200字
これまで放課後の居場所（学童・放課後教室など）から排除されてきた学齢期の子どもの受け入れを継続（数の増加）	2026年4月～2027年2月	53/200字
評価を通じたPDCAサイクルの継続	2026年4月～2027年2月	17/200字
発達支援に関する専門家（臨床心理士）の相談巡回体制の継続	2026年4月～2027年2月	28/200字
メイン担当者および居場所のスタッフによる研修（マインドセット、支援法など）の受講継続	2026年4月～2027年2月	42/200字
継続に費用が発生する一部施策（相談員の巡回体制など）の資金調達計画の策定&アクション実施	2026年4月～2027年2月	44/200字
事業報告会への参加（および報告会における報告プレゼン内容のとりまとめ）	2026年4月～2027年2月	35/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
【0年目】※事業準備期間（ロジックモデル作成、事前評価など）			294/200字
公募要領作成、公募の実施		2024年3月～4月	12/200字
審査により実行団体を決定		2024年3月～6月	12/200字
評価計画を策定（事前評価の開始）		2024年3月～6月	16/200字
【1年目】※インクルーシブな居場所づくり（環境整備支援、研修の提供など）			229/200字
実行団体のメイン担当者（本事業に専従で関わる職員）の採用・任命支援		2024年7月～2025年3月	33/200字
実行団体のメイン担当者および居場所のスタッフに対する研修（マインドセット、支援法など）の実施		2024年7月～2025年3月	46/200字
実行団体PO、地域の設計士、住民、保護者、当事者などを巻き込んだ「地域にとってインクルーシブな居場所」の具体化とそれに伴った整備計画の作成支援（方法の教育、ファシリテーションなど）		2024年7月～2025年3月	90/200字
整備計画に基づいた備品の購入・作成支援		2024年7月～2025年3月	19/200字
実行団体による、特性を持った子どもを受け入れるための学校など周辺組織との連携体制の構築、保護者への周知などの支援		2024年7月～2025年3月	56/200字
事前評価および評価計画の決定・実行団体に対する評価研修 ※保育環境評価スケール（SACERS）などによる組織評価および子ども・保護者の生活の質などを聞くアウトカム調査など		2024年7月～2025年3月	85/200字
【2年目】※特性などの事情を持った児童の受け入れの支援			28/200字
実行団体による事業進捗確認（支援を要する児童の受け入れの進み具合など）		2025年4月～2026年3月	35/200字
実行団体によるインクルーシブな居場所の運営支援（定期的な現地訪問とオンラインを組み合わせた助言、良事例の共有、課題の解決策のコンサルティングなど）		2025年4月～2026年3月	73/200字

実行団体による、評価を通じたPDCAサイクルの実施支援	2025年4月～2026年3月	27/200字
メイン担当者および居場所のスタッフに対する研修（マインドセット、支援法など）の実施	2025年4月～2026年3月	41/200字
発達支援に関する専門家（臨床心理士）の相談巡回体制の構築支援（採用／連携／契約などに関するアドバイス）	2025年4月～2026年3月	51/200字
中間評価の実施・報告	2025年4月～2026年3月	10/200字
【3年目】※評価・PDCAサイクルを通じた、インクルーシブな居場所の継続体制構築（継続に費用が必要な一部活動の資金調達計画の策定&アクション実施を含む）		76/200字
実行団体による事業進捗確認（支援を要する児童の受け入れの進み具合など）	2026年4月～2027年3月	35/200字
実行団体による、評価を通じたPDCAサイクルの実施支援	2026年4月～2027年3月	27/200字
メイン担当者および居場所のスタッフによる研修（マインドセット、支援法など）の研修を実施	2026年4月～2027年3月	43/200字
継続に費用が発生する一部施策（相談員の巡回体制など）の資金調達計画の策定&アクション実施支援（良事例の紹介、地域の状況に合わせた資金調達法に関するコンサルティング）	2026年4月～2027年3月	82/200字
最終評価の実施・報告	2026年4月～2027年3月	10/200字
事業報告会への実施・最終評価をもとにした政策提言の実施	2026年4月～2027年3月	27/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>※実行団体：都道府県単位のローカルメディア中心に広報戦略を組み立て、地域の新聞・TV等へのアプローチや、県記者クラブへのリリース投げ込みなどを実施し取材を依頼</p> <p>※資金分配団体：放課後NPOの自媒体「放課後マガジン」（全国1800市区町村の教育委員会など放課後担当部署への送付）を活用した発信。またREADYFORと連携して団体HP、SNS、地方創生SDGs官民連携プラットフォームでの周知を実施</p>	197/200字
連携・対話戦略	<p>※申請団体はこれまで「地域と共に作る居場所」を意識し、下記の取り組みを重視してきた。本事業でも実行団体に勧奨・実施支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所の環境整備の際に、地域住民や保護者を巻き込んだワークショップの実施 ・学校関係者との定期的な交流の場の設定 ・管轄行政・議員へ現場視察やイベントへ参加を呼びかけ 	200/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>①本事業のインパクトおよび経済性の評価の実施。成果を通じた、こども家庭庁などへの政策提言の実施 3年間の事業で実施したインパクト評価（組織評価および児童・保護者の変化をアウトカム指標とした調査）の結果を基に、インクルーシブな居場所の構築に必要な要素とポジティブな影響をまとめ、その研修や整備に関する加算などを国へ政策提言する。特に保護者への影響に関しては、就労環境の変化などを聞き、地域経済に与えた影響を加味した費用便益効果を算出し、追加の予算に関する経済性の根拠を確立する。</p> <p>②本事業により確立したモデルを全国に波及させる 申請団体は自主事業として「放課後勉強会ネットワーク（2000人参加）」、主に地方の団体10か所ほどに半年間の伴走支援を行う「放課後チャレンジプロジェクト」を実施しており、本事業の知見を反映させることで、本事業の成果をモデルとして全国の放課後居場所に波及させる。</p>	394/400字
実行団体	<p>①事業継続について 本事業は実行団体に、そもそも制度事業の対象である「放課後児童クラブ・放課後子ども教室」や、助成金などにより継続的に運営している「子ども第3の居場所」を想定している。本事業の資金的・非資金的支援により整備された設備やスタッフの知見は事業後も活用可能であり、事業終了により特性のある子どもの受け入れが止まる懸念は少ない。</p> <p>②専門家の相談・巡回体制の維持や研修実施に必要な資金の調達について 一方でインクルーシブな居場所の質の維持のためには、専門家の相談・巡回体制や（本事業の終了後に追加で職員となった）スタッフへの研修実施などに1拠点あたり年間50万円程度の費用がかかると推定。こうした費用に関しては、①行政助成②民間寄付等の獲得③利用者自己負担への追加など、団体の状況および活動する地域の状況に合わせて事業期間中に資金調達計画を策定し、資金調達に向けたアクションを取ることを求める。</p>	400/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	794/800字
<p>【幹事団体：放課後NPOアフタースクール】 資金助成に関しては未経験。 非資金的支援（伴走支援）に関しては、ソニーなど企業と放課後居場所との連携や、自治体事業へのコンサルティング、自主事業としての放課後勉強会ネットワーク（約2000人が参加）や主に地方の放課後事業者向けの伴走支援事業など豊富な実績がある。 ※詳しくは（2）記載を参照</p> <p>【構成団体：READYFOR】 以下、2022年度実施分のみの資金助成事業実績。2022年度には64団体に対し総額9億2345万3747円の助成を実施した。 ①花王株式会社、ネスレ日本株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社電通の4社、流通企業20社による「お買いもの～It's Shopping for Good.～プロジェクト」（2022年9月）分配数7 総額11,500,000円 ②Unipos「SDGsプラン」（2020年2月～2023年8月現在）分配数25 累計総額19,500,000円 ③休眠預金活用事業 新型コロナウイルス対応支援助成「若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業」（2023年3月～）助成数8 総額209,865,767円 ④休眠預金活用事業 通常枠「「創造性」の格差を埋める～イノベーション人材となる機会を、すべての子どもに～」（2023年8月～）助成数6 総額225,803,437円 ⑤休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「コロナ物価高で増える「虐待」を防ぐ 緊急居場所支援事業」（2023年8月～）助成数11 総額250,000,000円 ⑥休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「孤立孤独／生活苦を抱える若者への緊急支援事業」（2023年8月～）助成数7 総額206,784,543円 （※③～⑥はいずれもコンソーシアム構成団体として実施）</p>	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	796/800字
<p>【幹事団体：放課後NPOアフタースクール】</p> <p>※調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年より慶應義塾大学中室牧子研究室と協業し放課後居場所の「質」評価に関する調査研究を開始。約25拠点を対象に国際的な保育環境評価スケール「SCARES」を用いてデータ取得 <p>※連携・マッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県津島市・神奈川県鎌倉市と「放課後質向上」連携協定締結 ・企業連携プロジェクトにて、経済的困窮地域・自治体でのプログラム提供（ソニー感動体験プログラム：日本財団第三の居場所での実施や公募での選定等）を実施 <p>※伴走支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県南あわじ市内小学校全15校のアフタースクール化（学童改革）※2019年度～ ・千葉県千葉市108校の放課後子ども教室活動充実支援（総合コーディネーター事業）※2017年～から実施 ・東京都三鷹市、神奈川県川崎市、兵庫県芦屋市、泉大津市などで自治体担当者向けの伴走支援を実施 ・2022年度より自主事業として「放課後チャレンジプロジェクト」（※毎年、主に地方部の約10拠点に対し半年間の伴走支援） <p>※その他事業事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフタースクール（全児童対象放課後の居場所）（15か所）直営 ・「放課後マガジン」（全国約1800の市区町村放課後関係部署担当者向け情報発信） ・子ども達の居場所事業に関わる実務者・行政向け研修会（年3回）の実施 ・特別支援学校における放課後の居場所の運営（都立光明学園） ・重度障害児受入れ事業（東京都港区・2013年～委託運営） 	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	全国6団体程度（15拠点程度）※各団体が複数の拠点で活動を行うことを想定	
(2)実行団体のイメージ	<p>小学生児童を対象とした、放課後の居場所を提供しているNPO等の団体</p> <p>①放課後児童クラブ・放課後子ども教室など行政委託等で居場所を運営する団体</p> <p>②子ども第三の居場所など、助成金など自主財源で居場所を運営する団体</p> <p>※受益者・インパクト拡大の視点から、特に大都市においては、複数の拠点（2～5程度）で事業を行う団体を優先する。</p> <p>特に地方部においては、上記は問わない（1～2つの拠点を運営する団体も採択する）</p>	200/200字
(3)1実行団体当り助成金額	<p>1実行団体あたり、3年間で2,000～4,000万円程度※拠点数により金額が大きく変動</p> <p>【想用途】</p> <p>専任スタッフ（リーダー）人件費：1,200～1,800万円</p> <p>現場スタッフ追加人件費（研修参加時など）：250～800万円</p> <p>環境整備費：250～750万円（ゾーニング用家具など）</p> <p>臨床心理士等への謝金：150～450万円</p> <p>※上記は、実際に放課後NPOが包摂性向上の取り組みを行った際の費用から計算</p>	198/200字
(4)案件発掘の工夫	<p>放課後NPOアフタースクールは自媒体「放課後マガジン」（全国1700市区町村の教育委員会などへ送付）や、全国規模の勉強会ネットワーク（2000人以上の放課後関係者が所属）を持っており、そのネットワーク内で広く周知できる。また、放課後学会等の業界団体と告知の連携も行う。</p> <p>READYFORは全国NPOセンター等を通じた情報周知のほか、過去2万を超えるクラウドファンディング利用者への情報周知を実施する。</p>	200/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	<p>・放課後NPOアフタースクールは幹事団体として事業全体を統括。自団体で開発した研修や組織評価調ノウハウを活用し、居場所の環境整備や担当者の教育、課題やトラブルへの助言などを実施。</p> <p>・READYFORは豊富な経験を活かして経費精算含む運営全般を担当する他、実行団体の基盤強化（規程整備、出口戦略等）を担当</p> <p>・事業評価は両団体で連携して実施</p> <p>※メンバー構成・役割は事業計画書補足資料・資金計画書を参照</p>	198/200字
(2)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>放課後NPOアフタースクールはコンプライアンス含めた危機管理を行う危機管理委員会を設けている。2020年度JCNE「ベーシックガバナンス認証」を取得。READYFORは社内弁護士を含む法務部を設置して上場会社に準拠したガバナンス体制を敷いている。個人情報管理に関して、ISMSの国際規格および国内規格の認証を取得。</p> <p>両団体とも休眠預金事業が求める定款・規程類の整備／公開準備を完了している。</p>	196/200字
(3)コンソーシアム利用有無	あり	

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2024/03/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	「排除」から「包摂」へ インクルーシブな放課後創造事業
	団体名	特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール

	助成金
事業費	222,679,589
実行団体への助成	189,480,000
管理的経費	33,199,589
プログラムオフィサー関連経費	24,444,567
評価関連経費	19,916,676
資金分配団体用	10,916,676
実行団体用	9,000,000
合計	267,040,832

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	1,033,356	99,286,506	61,181,070	61,178,657	222,679,589
実行団体への助成		88,200,000	50,640,000	50,640,000	189,480,000
-					
管理的経費	1,033,356	11,086,506	10,541,070	10,538,657	33,199,589

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	664,976	7,987,707	7,844,107	7,947,777	24,444,567
プログラム・オフィサー人件費等	416,000	4,989,250	4,995,400	4,999,070	15,399,720
その他経費	248,976	2,998,457	2,848,707	2,948,707	9,044,847

3. 評価関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	327,190	7,042,876	6,273,640	6,272,970	19,916,676
資金分配団体用	327,190	4,042,876	3,273,640	3,272,970	10,916,676
実行団体用		3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000

4. 合計 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	2,025,522	114,317,089	75,298,817	75,399,404	267,040,832

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	3,639,000	98.4%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、用途等）
2023年度	99,000	内部留保から支出	B:内諾済	人件費として ・スタッフB（伴走・アシスタント）※PO ・常勤：月額330,000万円x月0.30稼働x1か月
2024年度	1,180,000	内部留保から支出	B:内諾済	人件費として ・スタッフB（伴走・アシスタント）※PO ・常勤：月額330,000万円x月0.30稼働x12か月
2025年度	1,180,000	内部留保から支出	B:内諾済	人件費として ・スタッフB（伴走・アシスタント）※PO ・常勤：月額330,000万円x月0.30稼働x12か月
2026年度	1,180,000	内部留保から支出	B:内諾済	人件費として ・スタッフB（伴走・アシスタント）※PO ・常勤：月額330,000万円x月0.30稼働x12か月

助成申請書

申請日 2023年12月11日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5階

申請団体の名称 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール

代表者の氏名 平岩国泰

法人番号 4010405008113

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 特定非営利活動法人 放課後 NPO アフタースクール

2. 申請団体の住所： 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5階

3. 資金分配団体としての

業務を行う事務所の所在地： 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5階

4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等

（1）欠格事由について

（2）公正な事業実施について

（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

（4）情報公開について（情報公開同意書）

5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所

がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に 10 年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について（情報公開同意書）

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

情報公開同意書添付資

料

1. 情報公開の考え方 選定結果・申請時提出書類の情報
「情報公開同意書」同意前に必ずお読みください 公開について

JANPIA では、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA 事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不要の場合は、合わせてご指摘下さい。非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書
- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書
または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。 ※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

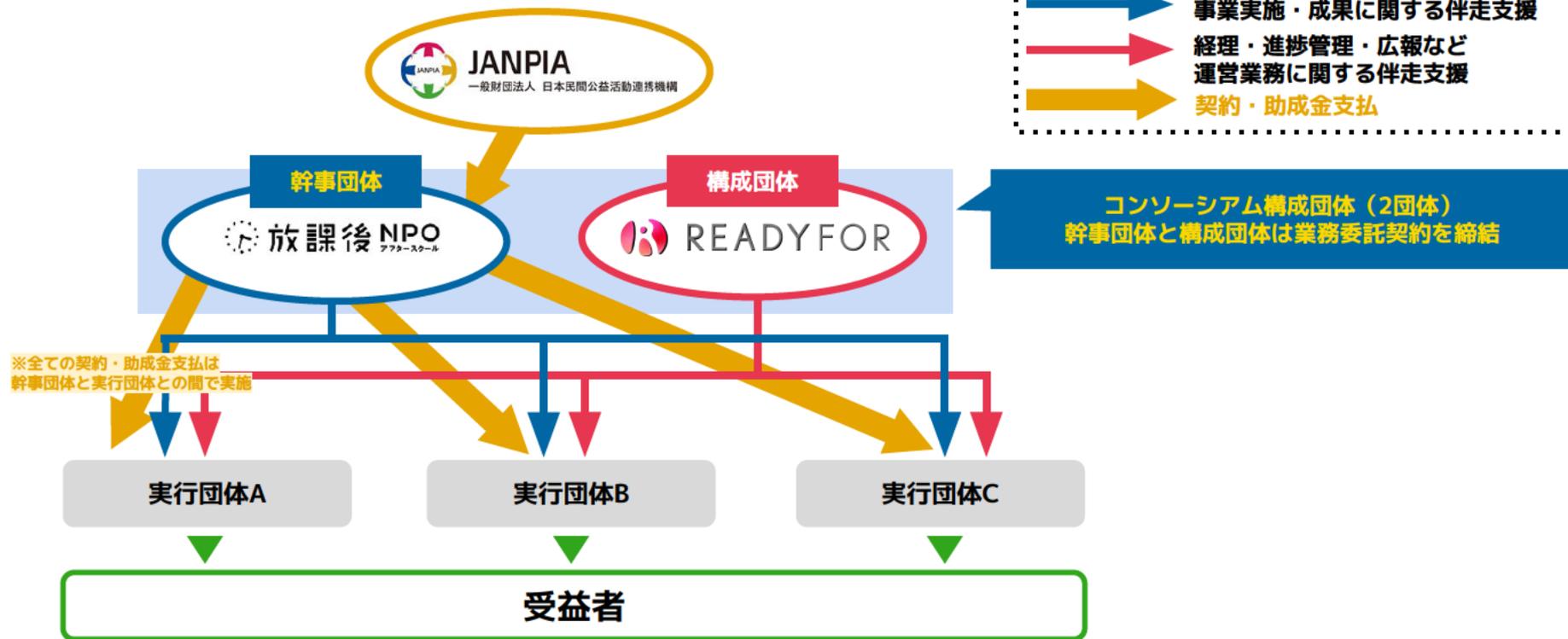
※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

※コンソーシアムモデルA（単独型）で実施予定



▼コンソーシアムを構成する目的

- ・インクルーシブな放課後の居場所に関する構築実績・専門的知見を持つ放課後NPOを幹事団体とし、休眠預金活用事業の運営ノウハウを持つREADYFORとコンソーシアムを形成することで、十分な伴走・運営体制を構築する。
- ・放課後NPOは専門性を活かした環境整備や研修などの伴走支援を実施。READYFORは過去の運営経験を生かした効率的かつ安定した事業運営のほか、実行団体に対する基盤強化の伴走・評価設計などを実施する。

コンソーシアム組成による長所を生かした伴走支援と評価・政策提言の実施



実行団体
放課後の居場所
運営

専門的知見や実績に基づいた伴走

- ① 専門的支援
 - ・ 環境整備コンサルティング
 - ・ 事例／整備器具の紹介
 - ・ 支援リーダー研修コンテンツ
 - ・ 支援スタッフ研修コンテンツ
- ② 組織評価支援
 - ・ 環境評価スケール「SACERS」の導入支援、実施支援
 - ・ PDCAサイクルの運営支援

事業の評価運営、団体の基盤整備に関する伴走

- ① 事業評価支援
 - ・ プログラム評価
 - ・ 事業進捗管理
 - ・ 月次面談・報告書作成
- ② 基盤強化支援
 - ・ 規程類整備
 - ・ 法務相談・リスク対応
- ③ 事業運営支援
 - ・ 清算管理
 - ・ 団体問い合わせ対応
 - ・ 研修運営

放課後 NPO
アフター・スクール



事業評価・政策提言
※EBPMの国内權威の
専門家と連携して実施



中室牧子教授
慶応義塾大学

READYFOR



コンソーシアムに関する誓約書

申請日 2023年12月11日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

コンソーシアム構成団体

幹事団体: 特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール 平岩 国泰

幹事団体以外のコンソーシアム構成団体

構成団体: READYFOR株式会社 米良 はるか

構成団体: 団体名称 代表者氏名

構成団体: 団体名称 代表者氏名 (印)

構成団体: 団体名称 代表者氏名 (印)

我々、コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、下記3に記載した誓約書等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。

2. 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した別紙(次の(1)～(4))の事項等

(1) 欠格事由について

(2) 公正な事業実施について

(3) 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4) 情報公開について(情報公開同意書)

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※記入上の注意点

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

コンソーシアム構成団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下(5)において同じ。))
 - (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

コンソーシアム構成団体は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 幹事団体が資金分配団体に選定された後、コンソーシアム構成団体の役員について、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の

総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。

2. コンソーシアム構成団体は、幹事団体が資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、コンソーシアムに関する誓約書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

コンソーシアム構成団体は、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

コンソーシアム構成団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、コンソーシアムとしての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

情報公開同意書添付資料「情報公開同意書」同意前に必ずお読みください

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIA では、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類(参考資料は除く)の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「「選定結果の公表」での公表予定項目」を」当機構のウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠(「資金計画書等」「事業計画書」) ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類(参考資料を除く)の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構のウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体(幹事団体)に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただけます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA 事務局で非公表の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公表とすべき情報^{※1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公表加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構のウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書
- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書(規程類確認書)
- 8 定款
- 9 登記事項証明書(全部事項証明書) *
- 10 事業報告書(過去3年分) *
- 11 決算報告書類(過去3年分) ※3・※4
- 12 規程類 *
- 13 コンソーシアムの実施体制表
- 14 コンソーシアムに関する誓約書
- 15 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類(提出があった場合のみ) ※3・※4」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類(過去3年分)」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

*は通常枠のみが対象となります。

以上